



鳥取県公報

平成 28 年 8 月 30 日 (火)
第 8 8 2 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	物品売払代金の収納事務の委託 (551) (文化政策課) 2
	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (552) (スポーツ課) 2
	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (553) (障がい福祉課) 2
	特定計量器の定期検査の実施 (554) (くらしの安心推進課) 2
	大規模小売店舗の新設の届出 (555) (企業支援課) 2
	保安林の指定の解除 (556) (森林づくり推進課) 4
◇ 調達公告	落札者の決定 (2 件) (病院局総務課) 4

告 示

鳥取県告示第551号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、第60回鳥取県美術展覧会に係る出品料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年8月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

委託の相手	委託期間
日本通運株式会社 鳥取支店	平成28年9月4日

鳥取県告示第552号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年8月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県プロスポーツチームへの県民活動応援モデル事業審査会	鳥取県プロスポーツチームへの県民活動応援モデル事業補助金の採択に関する事項	平成28年8月30日から同年10月21日まで	スポーツ課

鳥取県告示第553号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年8月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県不適切な身体拘束を防止するための手引き作成委員会	不適切な身体拘束を防止するための手引きの作成に関する事項	平成28年8月30日から平成29年1月31日まで	障がい福祉課

鳥取県告示第554号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年8月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
岩美郡岩美町	平成28年10月3日（月）	午前10時から午後3時まで	岩美郡岩美町大字浦富675-1 岩美町役場
〃	平成28年10月6日（木）	〃	〃

鳥取県告示第555号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成28年8月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) S - m a r t 田園町店 鳥取市田園町四丁目142-3ほか
- 2 大規模小売店舗を新設する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
八幡玉木不動産株式会社 代表取締役 玉木 美香 鳥取市丸山町217-10
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社エスマート 代表取締役 川木 光義 鳥取市湖山町北三丁目303
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成29年4月20日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,290平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 収容台数 45台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 収容台数 18台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 面積 60平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 容量 27.5立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後9時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
ア 出入口の数 1か所
イ 位置 9の書類に記載のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後9時まで
- 8 届出年月日
平成28年8月19日
- 9 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 10 縦覧に供する期間
平成28年8月30日から4月間
- 11 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課
- 12 意見書の提出
大規模小売店舗の新設に関し意見を有する者は、10の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第556号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成28年8月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除に係る保安林の所在場所
八頭郡八頭町姫路字川下モ一 714の113、714の114、714の117
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

調 達 公 告

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年8月30日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

- 1 工 事 名 鳥取県立中央病院建替整備工事（建築）
- 2 契 約 方 式 総合評価一般競争入札
- 3 落 札 日 平成28年8月4日
- 4 落札者の名称及び所在地 鳥取県立中央病院建替整備工事（建築）清水・やまこう・大和・藤原特定建設
工事共同企業体
広島県広島市中区上八丁堀8-2
- 5 落 札 金 額 13,599,360,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入 札 公 告 日 平成28年6月3日
- 7 落 札 方 式 総合評価落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県立中央病院事務局新病院建設推進室
及び所在地 鳥取市江津730

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年8月30日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 診療情報統合管理システム 一式
- 2 契 約 方 式 総合評価一般競争入札
- 3 落 札 日 平成28年8月8日
- 4 落札者の名称及び所在地 富士フィルムメディカル・KOA共同企業体
広島県広島市西区南観音六丁目12-27
- 5 落 札 金 額 54,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入 札 公 告 日 平成28年6月14日
- 7 落 札 方 式 総合評価落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県立中央病院医療情報管理室
及び所在地 鳥取市江津730